

前回の委員会までの議論の整理

1. 平成17年の浄化槽法改正に伴う省令事項について

(1) 浄化槽からの放流水の水質基準について

事務局案におおむね賛成であったが、窒素・リンの扱いについて、以下のような意見があった。

【主な意見】

- ・ 窒素については、通常の浄化槽においても除去されるが、その使用方法や汚泥の蓄積状況などの条件に左右され、窒素の除去が不安定であること、リンについては、汚泥の返戻の中で一定程度除去されるが、窒素と同様安定した除去は期待できず、また、鉄電解法など新技術が開発・実用化されているが普及の状況を踏まえた判断が必要であること、さらに、浄化槽による窒素・リンの除去については、浄化槽そのものの問題としてだけではなく、保守点検、清掃及び法定検査といった維持管理との関わりを含めて検討する必要があることなどを考慮すると、現時点では、窒素・リンに関する水質基準を設けることは時期尚早ではないか。
- ・ 窒素・リン除去型の浄化槽について、設置費の補助の充実等を図ることにより、より高性能で効率的な浄化槽の開発を促しながら、これまで以上に普及させることが必要ではないか。こうした窒素・リン除去型の浄化槽の技術開発や普及の状況等を見極めた上で、窒素・リンに関する水質基準を設けることが必要ではないか。
- ・ 中央環境審議会答申(「第6次水質総量規制の在り方について」及び「湖沼環境保全制度の在り方について」)を踏まえると、水質汚濁防止法の総量規制地域や湖沼水質保全特別措置法の指定地域について、窒素・リン除去型についての基準を設けるべきではないか。
- ・ まずは、一定規模以上(例えば処理対象人員51人以上)の施設から対応を確実なものとし、段階的に施策を講じるべきではないか。その際、水質汚濁防止法における規制基準の対象とならない小規模事業場の排水対策との兼ね合いについて考慮することが必要ではないか。
- ・ 窒素・リン除去型として設置された浄化槽に対応するため、少なくとも初期段階として法定検査の項目に窒素・リンを加えることが有効ではないか。その際には、検査費用が高く管理者に負担を強いることになるおそれがあることを考慮す

べきではないか。

当該省令事項に関連して、放流水の測定試料の採取場所や測定方法等について、以下のような意見があった。

【主な意見】

- ・ BODは本来有機物を測るための尺度であるにもかかわらず、窒素化合物の硝化作用により本来より高くBODが出てしまうため、イギリスやアメリカで導入されているATU-BODを採用すべきではないか。すぐにできなければ、消毒後の処理水を測定するという猶予期間をおいた上で、ATU-BODによる測定法に移行すべきではないか。
- ・ 放流先への影響・評価を含めた指標としてBODを採用しようとする、これまでの知見や水質規制の考え方を含めて総合的な議論が必要であり、それまでは、試料の採取場所や測定方法は現状のままでよいのではないか。
- ・ 放流水の水質基準の運用に当たっては、省令で定める基準は技術上の基準であり主には構造基準に反映されることや（財）日本建築センターの性能評価試験の考え方と異なることを踏まえ、水質汚濁防止法に定める排水基準とは異なること、日間平均値であることを周知すべきではないか。また、これらについて、法定検査の判定に際して考慮すべきではないか。

（２）7条検査の検査時期について

事務局案におおむね賛成であった。

省令事項に関連して、以下のとおり、浄化槽の立ち上がり等を考慮して検査を実施すべきとの意見があった。

【主な意見】

- ・ 実際の現場においては使用の実態を含め、運転される環境は様々で、機能の立ち上がりには要する期間も一定ではないことから、こうしたことを考慮して検査が行われるよう、検査機関に周知すべきではないか。
- ・ 使用開始後何月後に検査したのかを記録し、これを踏まえて検査結果を弾力的に判断できるようにすべきではないか。

今後の課題として、7条検査の目的を明確化すべきとの意見があった。

【主な意見】

- ・ 建築基準法に基づく完了検査が十分に行われていないため、7条検査時において、浄化槽が所期の処理機能を有するか否かだけでなく、工事の良否を判断する状況となっている。7条検査の目的を明確化することが必要ではないか。
- ・ 浄化槽工事の欠陥を早い段階で見つけ出すため、建築基準法に基づく建築確認申請と完了検査を徹底すべきであるが、実効を上げるためには、指定検査機関が浄化槽の完了検査の代行を行い、施工上の品質検査を行うべきではないか。
- ・ 7条検査の結果として、明らかに施工ミスと思われる事例が相当数あり、現状では使用開始後半年以上経過して発見されるため、設置者と施工業者のトラブルや修理に係る設置者の費用負担の増大につながっていることから、7条検査を適正施工確認のための検査とし、実施時期は設置完了前までとすべきではないか。

(3) 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告について

事務局案におおむね賛成であった。

省令事項に関連して、以下のとおり、電子化・データベース化を進めるべきとの意見等があった。

【主な意見】

- ・ 指定検査機関による検査結果の報告の電子化・データベース化を進めるとともに、指定検査機関が設置届出書を把握できるシステムの構築を図ることにより、都道府県及び指定検査機関相互の連携を図ることが必要ではないか。
- ・ 指定検査機関による検査結果の報告を効率的に活用するためには、保守点検業者、清掃業者との連携を図る観点から、一元的なデータベース化が不可欠ではないか。

(4) 廃止の届出に関する事項について

事務局案におおむね賛成であった。

省令事項に関連して、以下のとおり、浄化槽の設置数を確実に把握すべきとの意見があった。

【主な意見】

- ・ 浄化槽台帳の作成を義務づけられるよう検討すべきではないか。この際、既に廃止されている浄化槽及び無届け浄化槽についても把握に努めるべきではないか。
- ・ 下水道計画区域内における浄化槽（単独を含む）の使用廃止の状況は市町村が把握していることから、市町村から都道府県への報告義務も制度化したらどうか。

2. 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方について

(1) 浄化槽の維持管理に係る現状の分析について

【主な意見】

- ・ 保守点検、清掃及び法定検査といった維持管理の役割や必要性について、浄化槽設置者の理解が必ずしも十分得られていないのではないかと。
- ・ 清掃、保守点検及び法定検査がそれぞれの都合で行われるなど業者間の連携が不十分であることが、設置者に「わかりにくい」と感じさせ、不信感を持たせる原因となっているのではないかと。
- ・ 浄化槽設置者は保守点検や清掃を行えば十分と考えており、これが法定検査の受検拒否・受検率低下の原因につながっているのではないかと。

(2) 今後の維持管理の在り方について

【主な意見】

- ・ 市町村又はそれに準じた公的関与の強い維持管理体制の確立を推進すべきではないかと。
- ・ 清掃、保守点検及び法定検査は、連携の義務づけがなく、それぞれ勝手な都合のみで行われていることが、設置者に不信感を持たせる原因となっていることから、各業者が連携を図り、作業実施月等の調整をルール化することが必要なのではないかと。
- ・ 省令第6条に規定する保守点検の回数の見直しと、「通常の使用状態」の定義を明文化する必要があるのではないかと。さらに、省令第6条第4項の適用範囲を広げ、通常の使用状態以外や構造例示型以外又は構造例示型で高度処理型のもの等に、この条文を反映させることが必要であるのではないかと。

- ・ 通常の使用状態でないことが原因で、保守点検の技術上の基準の範囲では、性能基準を満足しないと認められるものの扱いを明文化すべきではないか。今後の解決策として、メーカーの開発担当者が個々の事例に対応する等、メーカーの義務を具体化することで解決できる部分もあるのではないか。
- ・ 保守点検回数が増えれば増えるほど、清掃を年1回以上実施している割合は多くなっており、適切な汚泥管理を確実に実施するためにも点検回数の増加は必要不可欠ではないか。
- ・ 11条検査において不適正と指摘されている内容の3項目（設備の稼働状況、消毒の実施状況、残留塩素濃度）は点検回数が増えれば確実に減少することから、点検回数を考える上で省令第6条第4項を一層重視し、11条検査結果を反映させた可能な限り頻繁な保守点検の実施を実現すべきではないか。
- ・ 小型合併処理浄化槽の保守点検にかかるコストは点検回数とは無関係であり、むしろ点検回数が少ないほど清掃のコストがかさむ傾向にある。このため、今後、保守点検及び清掃のトータルコストを検証する必要があるのではないか。
- ・ 保守点検回数については、全国的にばらつきがあり、業者独自の法解釈や監督官庁の様々な判断の下、設置者の理解が十分得られない中で業者が一方的に回数を決めている。これが設置者に不信感を与える原因になっているのではないか。
- ・ 毎月点検（年12回点検）は、設置者に過大な費用負担をかけるばかりではなく、通常の4倍の基数を行わなければならなくなり、必然として「5分間点検」となってしまう、設置者に不信感を抱かせる最大の原因となっている。このため、浄化槽の処理方式及び種類に応じて保守点検回数を明確にするため、省令第6条第1項及び第2項にある「以上」を削除すべきではないか。
- ・ 消毒薬やプロワーについては、製品の性能の向上や維持管理の仕方により一定期間安定的に機能を維持することが可能となっていることから、毎月点検を行う必要はない。このため、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給については、「必要に応じて」ではなく、「定期点検時」に行うものとするべきではないか。
- ・ 年1回の清掃の遵守徹底へ行政指導・行政施策の強化を図る必要があるのではないか。さらに、通常の使用状態以外や構造例示型以外又は構造例示型で高度処理型のもの等についても、その扱いを明文化する必要があるのではないか。
- ・ 少子高齢化の進展により今後増加することが予想される老人の一人世帯や二人世帯においては清掃費用が非常に大きな負担となるため、我が国のように、どう

いう使用状態であっても年に1回以上清掃しなければならないとするのではなく、アメリカのように5人槽を1人で使えば5年に1回でいいというような決めの方が合理的ではないか。その際には、その使用状況に合わせて適切な清掃をしているか、コストの代替である料金も適正であるかを第三者機関がチェックする仕組みを構築することが必要ではないか。

- 新しい技術開発を促進する受け皿を整えることが必要であるが、例えば汚泥が出ない浄化槽が開発された場合、その普及段階においていろいろな横やりが入れば、新しい技術開発を阻害することとなるのではないか。
- 濃縮車の使用は、汚泥の処理及びリサイクルを行う上で好都合であり、また、処理水の張り水としての利用は省資源化と浄化槽の立ち上がりを早める効果が期待できることから、清掃作業の実施に濃縮車の使用を奨励する行政指導を行うべきではないか。
- 受検拒否者が増えている現状においては、指定検査機関の努力に委ねるだけでなく、法定検査の受検率を向上させるには、検査の依頼などについて積極的な行政の関与が必要なのではないか。
- 11条検査の実施率を上げるためには保守点検業者との連携が欠かせない。このため、浄化槽行政として何らかの制度上の方策が必要なのではないか。
- 小型合併処理浄化槽の場合、使用人員が人槽人員の80%を超えると、汚泥の急速な堆積のため清掃後10ヶ月頃からBODが著しく悪化しており、11条検査は本来の意味からも意図を持たずランダムに実施する必要があるのではないか。また、この急激な汚泥増加に対処するため、保守点検の点検期間は短い方がより対応しやすいのではないか。
- 不適正率については、全国的にばらつきが見られるため、国として法定検査の判定について統一した基準を作成し、指定検査機関の検査員に対し再教育の実施と公正さを担保するための国家資格の付与が必要なのではないか。
- 法定検査は抜き打ち、無差別に行うべきであり、全ての浄化槽において毎年1回行う必要があるのか疑問。特に、既設の単独処理浄化槽については、費用対効果で見れば法定検査によって得られる効果は希薄なのではないか。
- 検査労務や受検者のコストを軽減するため、一定年数の検査結果が良好であれば、その後の検査内容を簡素化するなどの措置を講じることが必要ではないか。
- 浄化槽法の目的の観点から、維持管理費用への公的資金の導入を考える必要があるのではないか。

3. その他

(1) 既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換対策について

【主な意見】

- ・ 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、補助制度の創設など財政支援や啓発・指導を強力に推進すべきではないか。
- ・ 合併処理浄化槽への転換期限を定めるなどの対応が必要なのではないか。

(2) 違法単独処理浄化槽への対策について

【主な意見】

- ・ 違法に設置された単独処理浄化槽への対策として、工事業者に対する更なる監視及び取締りの強化が必要なのではないか。
- ・ 違法に設置された単独処理浄化槽への対策について、行政を中心とした業界一致の対応が必要なのではないか。

(3) その他

【主な意見】

- ・ 浄化槽の整備による効果として、水環境の保全や公共用水域の水質の改善に寄与していることについては実証的な研究に乏しいため、放流水質の水質基準の創設に併せ、浄化槽の放流水が公共用水域に達するまでの自然浄化の程度などを詳細に調査することが必要ではないか。
- ・ 現在の制度では、出荷される製品の大半を占める性能評価型の小型合併処理浄化槽は、「(財)日本建築センターによる性能評価試験及び性能評価 建築基準法に基づく国土交通大臣認定及び型式適合認定 浄化槽法に基づく型式認定 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会による登録」といった3つの大臣レベルの認定を含む多くの手続きを経て製品化に至っている。これには長い時間と多大なコストがかかることから、技術的ハードルを保ちながら、手続きの簡素化、短縮化を図るよう検討すべきではないか。また、併せて、製品の構造・仕様の改善が速やかな手続きで可能となるように検討すべきではないか。

- ・ 我が国における浄化槽からの放流水の水質基準がBOD 20mg/Lの場合、世界で一番厳しい基準となるため、アメリカのETV（環境技術実証制度）を活用することなどにより、我が国の浄化槽の海外展開を積極的に推進すべきではないか。
- ・ 浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設の整備が十分でないことから、清掃の時期をずらすなど浄化槽の所定の機能の発揮に支障が生じかねない場合があるとの意見もあることから、浄化槽汚泥を必要なときにすぐに引き出し、運搬できる浄化槽汚泥の処理体制を整えることが必要ではないか。